

静岡県立島田工業高等学校
いじめ防止等のための基本方針

いじめ防止等対策委員会

目 次

はじめに	3
第1章 いじめ防止等の基本的な考え方	4
1 いじめの定義	
2 いじめの理解	
3 基本的な考え方	
第2章 組織の設置	6
1 名称	
2 役割	
第3章 いじめ防止等のための対策	7
1 いじめの未然防止	
2 対策の検証、評価	
第4章 いじめの早期発見	8
1 教師による観察	
2 保護者による観察	
第5章 いじめに対する措置	9
第6章 重大事態への対処	10
付録 いじめ防止等のための年間計画	11
いじめの事実が発見されてからの流れ	12
連携を図るいじめ問題関係機関等一覧	13

はじめに

「いじめは、どのような理由があっても、許されない行為である。」
いじめを受けた生徒は教育を受ける権利を著しく侵害され、その心身の健全な成長や人格形成にも重大な影響を与える。それだけでなく、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

いじめから一人でも多くの子どもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どこで起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

学校では、いじめが起きにくい、互いの**個性や違い**を認め合えるより良い人間関係や学校風土をつくり出していく必要がある。

平成25年9月には、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行された。

本校においても、「いじめ防止対策推進法」の第13条に基づいて「いじめ防止等のための基本方針」を策定し、第22条に基づいて「いじめ防止等の対策のための組織」を設置して、いじめ問題の克服に取り組んでいく。

第1章 いじめ防止等の基本的な考え方

いじめをなくすためには、生徒、保護者、教職員、関係機関、地域住民等、全ての人が、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切である。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒等に対して、該当児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。いじめの流れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視される
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯型情報端末（携帯電話、スマートフォン）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要である。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験している。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または心身に重大な危険を生じさせることもある。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加

害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかり、問題を隠す量な雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒がいたり、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない生徒がいたりすることにも気をつける必要がある。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。

いじめられた生徒は心身ともに傷ついている。その大きさや深さは本人でなければ時間できない。いじめた生徒や周囲の生徒が、そのことに気づき、理解しようとするのが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

本校では、「静岡県立島田工業高等学校いじめ防止等のための基本方針」を策定して、学校全体でいじめが起こりにくい人間関係をつくり上げる等のいじめの未然防止に取り組むこととする。

この基本方針は、ホームページに公開し、保護者及び地域等にも理解を得られるように努める。

第2章 組織の設置

いじめ防止等の対策を企画し、いじめに関する様々な問題を解決するための組織を置く。

1 名称

(1) いじめ防止等対策委員会

構成員 校長、副校長、教頭、生徒指導部長、保健部長、保健部（教育相談、特別支援）、学年主任（各学年）、養護教諭
※該当する学科長、担任等

(2) いじめ防止等対策委員会調査グループ

構成員 教頭、生徒指導部長、保健部長、保健部（教育相談、特別支援）、養護教諭、学年主任（各学年）、生徒指導部職員
（必要に応じて担任、部活動顧問、関係学科等の教職員）

2 役割

(1) いじめ等対策委員会

- ア いじめ防止等のための基本方針を策定する。
- イ いじめの未然防止のために、年間行動計画を策定する。
- ウ 年間行動計画の実施と進捗状況等をチェックする。
- エ 3学期に年間行動計画を検証して、その結果を次年度の年間行動計画に反映させる。
- オ いじめ事案が発生した場合は、調査グループに調査を依頼する。報告を受けて、県教育委員会及び関係機関への報告を行い、それ以降の指導方針を検討する。加害生徒の指導及び被害生徒の相談等は、生徒指導・教育相談室・養護教諭・学年部・学科等と連携をとって行う。総務・教務担当は、管理職の補助及び授業変更等の措置、保護者や地域との連携等をあたる。

(2) いじめ防止等対策委員会調査グループ

いじめ事案が発生した場合、日常的観察や生徒及び教員からの情報やアンケート調査により兆候をつかんだ場合、該当生徒や周辺の生徒への聞き取り調査を行い、状況を「いじめ防止等対策委員会」に報告する。

第3章 いじめ防止等のための対策

1 いじめの未然防止

- (1) 社会性や規範意識、思いやりの心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり能力やコミュニケーション能力を培い、人権感覚を養うための教育活動を行う。
- (2) ホームルーム活動や生徒会活動など、生徒が主体的にいじめについて考える機会を設ける。
- (3) 保護者や地域に対して、いじめについて情報を得た場合には、ただちに学校に相談するよう啓発する。
- (4) 教員の資質向上を図るため、校内研修において人権に関する研修、いじめの兆候発見のスキル研修、生徒との対話力向上研修等を行う。
- (5) ある程度欠席が続いた場合、こどもからのSOSである可能性がある。

明確な欠席理由がない場合や、発熱、頭痛、腹痛、吐き気、不眠、無気力などの症状による欠席は、不登校でよく見られる状況であり、いじめを起因とする可能性もある。生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席しているとき、あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間、連続して欠席しているときは、調査チームメンバーにより当該生徒及び周辺の生徒たちに事情を聞く。その後の指導については、第5章のとおりとする。

2 対策の検証、評価

いじめ防止等対策委員会において、第3学期に当該年度のいじめ未然防止対策の効果について検証、評価し、次年度の対策を検討し行動計画を策定する。

第4章 いじめの早期発見

いじめはできるだけ早期発見する必要がある。学校内だけでなく家庭や地域と連携をとって情報を収集する。

1 教師による観察

面談や授業・ホームルーム活動・部活動における生活、学校生活アンケート調査（いじめ調査を含む）を通じ、観察する。

- (1) 日頃と違う表情や、沈んだ表情をしていないか。
ア 理由のはっきりしない遅刻や欠席がないか。
イ 落ち着きがない、おどおどしているなどの様子はないか。
- (2) クラス全体に無気力感を漂ってないか。
一部の親分的生徒を中心に小集団が対立していて、享乐的雰囲気になっていないか。
- (3) グループを作る時いつも最後まで残る生徒はいないか。
友人からの声掛けが少ない生徒はいないか。
- (4) 特定の生徒がはやし立てられたりからかわれたりしていないか。
- (5) 学校生活アンケート（いじめ調査含む）の回答内容から、いじめの疑いをもたれる要素はないか。

2 保護者による観察

- (1) 普段より口数が少なくすぐ部屋に籠もるようなことはないか。
- (2) 理由を言わずに学校へ行き渋ることはないか。
- (3) 極端に食欲が落ちていないか。

上記により疑わしい状況がある場合、また当該生徒や保護者からの訴えや周辺生徒からの目撃情報がある場合は、調査チームメンバーにより当該生徒及び周辺の生徒たちに事情を聞く。その後の指導については、第5章のとおりとする。

第5章 いじめに対する措置

いじめを認知した場合、いじめ防止対策委員会は次の手順で対処する。

- 1 いじめ防止等対策委員会は調査チームからの報告を受ける。
- 2 いじめ防止等対策委員会は、対応策について協議し、校内指導にとどめると判断されるものは生徒指導部、教育相談室担当に預け、学年部等と協力して指導にあたる。外部機関の支援も必要と判断されるものについては、教育相談室担当に預け、学年部等と協議して支援を依頼する。関係生徒の保護者に説明を行う。事案についていじめではないと判断された場合も県教育委員会へ報告する。
- 3 再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。
- 4 重大事態であると認知される場合は別途対処する。

第6章 重大事態への対処

いじめ事案が重大事態と認知された場合、いじめ防止等対策委員会は次のとおり対処する。

- 1 県教育委員会に概要を報告する。
- 2 調査結果を再分析し、必要に応じて、当事者である生徒や周辺の生徒に再度の聞き取りを行い、生徒に対しアンケート調査を行う。
- 3 調査により明らかになった事実関係をもとに、以降の措置について検討する。

結果については、県教育委員会に再度報告し、状況によりC R T（静岡県こころの緊急支援チーム）の派遣依頼、人権擁護のためのスクールロイヤー（弁護士）への相談。また、個人情報に配慮して、当該生徒の保護者にも説明を行う。

- 4 報道対応は副校長が行う。

この基本方針は平成31年4月1日より施行する。

いじめ防止等のための年間計画

付録

時期	活動内容	備 考	対象		
			生徒	職員	保護者等
1 学 期	相 談 窓 口 の 周知、「いじめ防止等基本方針」の周知	職員全員が学校基本方針について確認案内文書、一斉メール配信により、保護者及び生徒等に周知。ホームページに掲載する。	○	○	○
	情報モラルについて	情報技術基礎等の時間を利用して情報モラルについて指導徹底	○		
	年度当初面談	生徒からの情報の把握、共有	○		
	生徒総会	生徒の自治的活動。いじめ防止の呼掛け	○		
	PTA総会・ホームルーム懇談会	「いじめ防止等基本方針」の説明、情報交換			○
	第1回生活アンケート調査	アンケート結果集約・対策検討	○		
	第1回いじめ防止等対策委員会	共通理解の促進、情報交換及び共有		○	
	学年集会	情報モラル、SNS上の人権侵害について	○		
	職員研修(人権)	共通理解の促進、情報交換及び共有		○	
	第1回学校運営協議会	「いじめ防止等基本方針」の説明、情報交換、協力要請			○
2 学 期	三者面談	情報交換、共有	○		○
	第2～4回学校運営協議会	情報交換、共有、意見交換		○	
	インターンシップ	勤労観、進路決定のための学習意欲の喚起等	○		
	人権啓発講座	事前指導で動画視聴、講座ではGWによる情報共有 自他共に命はかけがえのないことを理解	○		
	第2回いじめ防止等対策委員会	情報交換・共有		○	
	第2回生活アンケート調査	アンケート結果集約・対策検討	○		
3 学 期	第5回学校運営協議会	情報交換、共有、意見交換			○
	第3回生活アンケート調査	アンケート結果集約・対策検討	○		
	第3回いじめ防止等対策委員会	1年間の取組（PDCA）の検証。次年度へ向けての対策		○	

1 委員のメンバー

(1) いじめ防止等対策委員会

校長、副校長、○教頭、生徒指導部長、保健部長、保健部（教育相談、特別支援）、学年主任（各学年）、養護教諭

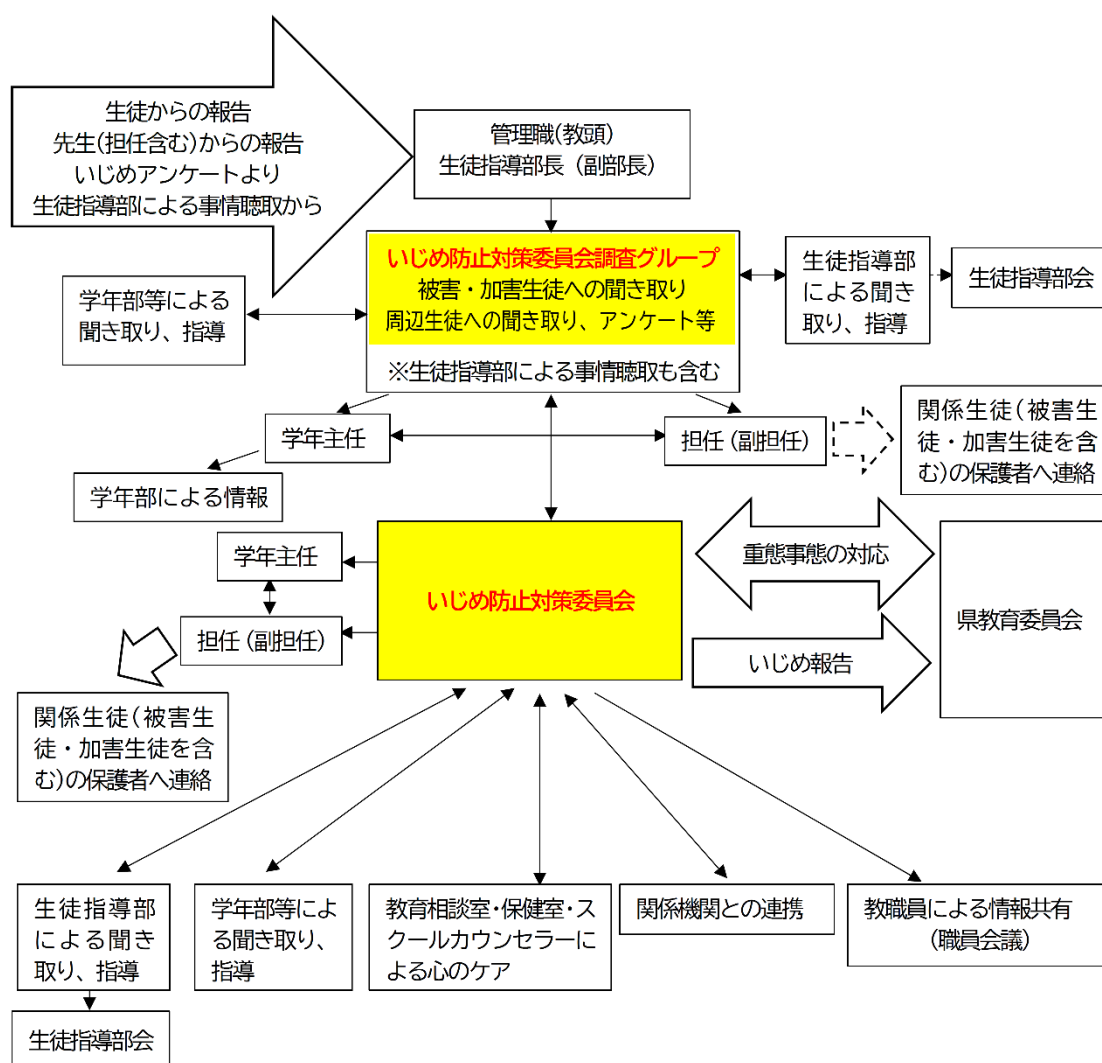
※該当する学科長、担任等

(2) いじめ防止等対策委員会調査グループ

教頭、生徒指導部長、保健部長、保健部（教育相談、特別支援）、養護教諭、学年主任（各学年）、生徒指導部職員

（必要に応じて担任、部活動顧問、関係学科等の教職員）

2 いじめの事実が発見されてからの流れ



連携を図るいじめ問題関係機関等一覧

1 教育委員会

問題行動の認知に際しては、日頃から学校と教育委員会が緊密な連携体制を構築していることが、迅速かつ的確な初期対応につながる。

学校において重大な事件・事故等が発生した場合には、教育委員会がチームを派遣し、早い段階からの的確な対応を支援している。

連絡先：静岡県教育委員会 054-221-3114

2 静岡県こころの緊急支援チーム（C R T：クライシス・レスポンス・チーム）

<活動>

重大な事案発生後、学校が落ち着きを取り戻す流れを作る役目（場のケア）を果たす。事案発生直後に現地に入り、体制整備の支援を中心に活動する。

<メンバー>

職種は、精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士・看護師等である。

3 警察署

学校警察連携制度、スクールサポーター制度を活用し、日頃から情報交換を行って連携関係を築き、犯罪行為として取り扱うべきと認められるいじめ事案が発生した場合には、迅速に協力を求めることが必要である。

連絡先：島田警察署 生活安全課 0547-37-0110（内線261）

少年サポートセンター志太榛原地区の窓口を兼ねる。

4 少年サポートセンター

非行、いじめ等の被害などの少年問題について少年警察補導員や警察官が相談に応じ、非行防止教室等の開催により非行や犯罪被害の未然防止を図る。

連絡先：志太榛原地区（藤枝署3階）054-641-0110（内線281）

090-5856-9779

5 児童相談所

いじめや非行についての相談など、専門の相談員や心理学、医師などの専門家が18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じている。

6 静岡県中央相談所

家庭児童相談（児童のしつけや養育、家庭での人間関係、家庭や学校での児童福祉に関すること）

①中部健康福祉センター静岡中央児童相談所

住所：藤枝市岡出山2丁目2-25（岡出山庁舎1階） 054-646-3563

②島田市 子供発達支援センターふわり（家庭児童相談室）

住所：島田市落合64-8 0547-36-7253

③焼津市 焼津市こども未来部こども相談センター（家庭児童相談室）

住所：焼津市本町5-6-1アトレ庁舎 054-626-1165

④藤枝市 藤枝市こども・若者支援課子ども家庭相談センター（こども・若者サポート係）

住所：藤枝市岡出山1-11-1 054-643-7227（内線665）

⑤牧之原市 牧之原市福祉事務所（家庭児童相談室）

住所：牧之原市静波991-1総合健康福祉センターさざんか内 0548-23-0071

⑥吉田町、本川根町 中部健康福祉センター（福祉課）

住所：藤枝市瀬戸新屋362-1（藤枝総合庁舎内） 054-644-9276

7 教育相談

いじめ、非行、不登校、学校生活の悩み等に関すること。

①島田市 島田市教育センター教育相談室 月～金9:00～16:00

住所：島田市相賀2511-1 0547-34-2255

②焼津市 青少年教育相談センター 月～金8:30～17:00

住所：焼津市栄町5-1-1 054-631-4346

③藤枝市 藤枝市教育相談室（勤労少年ホーム） 月～金13:00～16:30

住所：藤枝市田中3-7-45 054-644-7867

④牧之原市 牧之原市適応指導教室「フルール」 月～金9:00～17:00

住所：牧之原市静波447-1 0548-23-0093

⑤吉田町 子どもの相談室 火・金8:30～16:30、水・木8:30分～12:00

住所：吉田町住吉87 0548-33-2151

⑥川根本町 教育相談 8:15～17:15

住所：川根本町東藤川909-1 0547-59-3666

8 子ども・家庭110番

子どもの性格・行動、しつけ、不登校、非行に関する電話相談。

中部地区 月～金9:00～20:00、土・日9:00～17:00

連絡先：054-273-4152

9 ハロー電話「ともしび」

子どもの悩み相談、保護者の教育・悩み相談

県総合教育センター「ともしび」 月～金10:00～17:00

連絡先：054-289-8686

10 24時間子供SOSダイヤル

夜間・休日も含め対応。いじめ等の子どもの SOS 全般の悩みに対応。子どもや保護者の相談窓口。

教育委員会

連絡先：0120-0-78310

11 静岡県総合教育センター面接相談（申し込み：0537-24-9738）

非行・不登校など子どもの心と教育全般に関する相談、発達が気になる子供、障がいのある子どもに関する教育相談・就学相談。

県総合教育センター（掛川市） 月～金9:00～17:00

12 静岡少年鑑別所相談室

非行問題を扱う専門機関として、臨床心理の専門家が相談に応じる。

連絡先：054-281-3208 月～金9:00～12:00、13:00～17:00

平成31年4月1日 改訂
令和3年4月1日 改訂
令和6年3月18日 改訂
令和7年3月18日 改訂
令和8年5月14日 改訂
令和8年8月28日 改訂

